

鹿児島市 フィットネスジム 桜ヶ丘 中山 魚見ヶ原東 谷山宇宿住人に最適 オープンキャンペーンで入会金0 円・セキュリティーキー発行も0円です。

みんなのジム 利用規約

この利用規約は、本ジム施設の会員が利用する際の規約について定めたものになります。（以下「本ジム施設」といいます）

【適用範囲】

1. この規約は、本ジム施設を利用されるすべての会員に適用されます。
2. 会員は、本ジム施設の会員登録をした時点で本規約に同意したものとみなします。
3. 会員は、本規約を誠実に遵守してください。

【目的】

本ジム施設は、入会された会員が本ジム施設内の施設を利用して心身の健康の維持や増進を図るとともに、品位あるジムライフをエンジョイすることを目的とします。

【入会資格】

1. 本ジム施設に入会できる方は、本ジム施設の主旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下会員とします）
2. 暴力団構成員、会員の円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジム施設が不適当と認める方は、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会して頂きます。

【入会手続】

1. 本ジム施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジム施設の承認を得た上、継続支払い手続きを行い、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
2. 入会手続き後、継続支払い方法の手続きを2か月以上行われな場合、会員資格を失います。
3. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名での申込み手続きが必要になります。この場合保護者は、自ら会員となった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本ジム施設に定める会員の利用及び事故・危険負担と本ジム施設の損害賠償規約につき同意するものとします。
4. 入会時に個人を識別して共連れの防止や管理上顔写真撮影および登録または顔写真付き身分証明証のコピーを行います。入会時にお渡しする会員の証であるセキュリティーキーを紛失した場合は、再発行料として5,500円を徴収します。

【入会申込み後の解約について】

1. 申込者は、本契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し解除することを許しております。
2. 契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨を記載した書面を、本ジム施設宛に発信した時より成立します。
3. 申込みの撤回については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
4. キャンペーン価格等、一人につき一度しか適用されないものは、解約をなされても使用した扱いとなります。

【入会金】

会員は、本ジム施設の定める入会金を、所定の方法で本ジム施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

【月会費】

本ジム施設の月会費は3,726円（税抜）4,098円（税込）とする。
キャンペーン価格など別の表記であっても、月会費から割り引いた後の金額表示であるものとする。

【契約ロッカー利用料】

男女共に契約ロッカーは上段1,400円（税抜）1,540円（税込）、下段1,250円（税抜）1,375円（税込）にてご契約頂けます。月会費に加算する契約のみ可能です。また先着順ですので空きが無いと貸与はできません。

【会費等の支払い】

1.会員は、本ジム施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジム施設が定めるものとします。すべての会費には消費税が加算されます。

（月会費は、会員が本ジム施設の会員資格を有する限り、実際に本ジム施設を利用しない場合も支払義務が発生します）

2.会員は、利用開始月の前月5日（5日が休業日の場合翌営業日）までに所定の入会手続き、継続支払い手続きを行うことで、翌月から利用を開始することができます。

※例4月1日から利用開始の場合で、3月5日までに入会手続き終了

3.会員は、利用開始月の前月5日を過ぎて、入会手続き、継続支払い手続きを行う場合は、利用開始月と翌月の2か月分を、利用開始月26日に所定の方法で支払うものとします。

※例4月1日から利用開始で、3月10日入会手続き終了の場合

4月分、5月分を4月26日に所定の方法で支払う。

4.会員は、入会手続き後、以下の所定の方法で支払いをすることで、すぐに利用開始することができます。

- 1.月会費12か月分より年間の日数で割り戻した日割り金額（122.5円）に残りの日数を差し引いた金額に消費税を加算したお支払いと翌月の月会費を加算した金額をお支払い頂いた場合

（例：月会費3,726円×12ヵ月を365日で割り、税抜122.5円で計算する）

- 1.ご入会手続きがご利用開始月5日までにお済の場合

ご利用開始日からご利用開始月月末までの日数×122.5円(税抜)と、翌月分をご利用開始月26日に所定の方法で支払うものとします。決済方法は、継続支払い方法に準じます。

※例 4月5日入会手続きし、4月6日から利用開始の場合

30日－5日＝25日×122.5円(税抜) 4月分会費3,062円(税抜)＋5月分会費を4月26日に所定の方法で支払う

- 2.ご入会手続きがご利用開始月6日以降の場合

ご利用開始日からご利用開始月月末までの日数×122.5円(税抜)と、翌月分、翌翌月分をご利用開始月の翌月26日迄に所定の方法で支払うものとします。決済方法は、継続支払い方法に準じます。

※例 4月9日入会手続きし、4月10日から利用開始の場合

30日－9日＝21日×122.5円(税抜) 4月分会費2,572円(税抜)+5月分会費+6月分会費を5月26日に所定の方法で支払う

【キャンペーン価格について】

1. キャンペーン価格の表示については、一か月契約を満了した場合、月会費から割り引く処理後の金額の表示しております。
2. 税抜二千円台のキャンペーンは別途の記載がある場合を除いておひとり様一回限りの適用となります。
3. キャンペーン価格での契約時は適用時の日割り計算に置き換えて計算する事が出来るものとする。

【退会】

1. 会員は、各月の5日（5日が休館日の場合翌営業日）までに本ジム施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話口頭またはメール等での退会は受け付けません。5日を過ぎた場合は、本ジム施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本ジム施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
2. 会員は、ロッカーの中に保管している私物等の回収物については、退会月最終日まで回収することとします。レンタルしたロッカーを解約月の最終日までに明け渡して返却することとします。明け渡しての返却がなされない場合は、強制開錠作業を行うとし、作業料金5,500円を契約の会員費お支払い口座、クレジットカード決済にて徴収することとします。

【会員資格の譲渡禁止】

会員は、その会員資格を他に譲渡することはできません。

【会員資格の喪失】

1. 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。
2. 入会手続き後、継続支払い方法の手続きを2か月以上に渡り行われないうち、会員資格を失います。

【資格停止及び除名】

1. 本ジム施設の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本ジム施設の施設を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本ジム施設が定める規則に違反したとき。
4. 本ジム施設の名誉、信用を毀損し、また秩序を乱したとき。
5. 入会申込に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したと知りつつ施設を利用する行為。
8. 本ジム施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本ジム施設が、社会通念に照らし、本ジム施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

【会員の利用及び事故】

1. 本ジム施設は、入会時にジム施設側より一通りの説明を受けた後に利用可能となりますので、基本的には、会員自身において注意を行い利用するものとしたします。施設スタッフは入会、営繕・管理作業の為に居る場合もありますが、常駐ではありません。
2. 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本ジム施設の施設を利用するものとしたします。
3. 本ジム施設は、会員が本ジム施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジム施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本ジム施設内外でのトラブルについても同様とします。

4. 会員は本ジム施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジム施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
5. 本ジム施設は、本ジム施設の責に帰すべき事由を除いて、駐車場等において会員がした事故および怪我等に関してその責任を負わないものとします。
6. 未成年の利用については利用に際して保護者の同意署名が必要となります。
新年度の4月1日より未成年者が高校生になる場合は、保護者の同意があれば単独での利用が可能になります。
7. 現時点では、中学生の利用は必ず保護者の指導と見守りのもと行うこととします。
8. 会員は、設備、マシンを正しく使用し、安全にトレーニングを行うこととします。
9. 感染症対策の観点より1営業日での利用時間は3時間を超えない範囲内で、日を分けたご利用をお願いしております。
10. 会員は、マナーを遵守し（騒音、迷惑行為など）、運動を行うこととします。

【損害賠償】

会員が、本規約に違反した行為、またはその他不正もしくは違法な行為によって本ジム施設に損害を与えた場合、本ジム施設は会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことが出来るものとします。

【休業】

本ジム施設は、原則として、定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本ジム施設の都合により休業することがあります。

【臨時休業・施設の廃止・利用制限等】

本ジム施設は、次の事由により本ジム施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジム施設の業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施の時。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき

【年契約について】

本ジム施設において、12か月超の契約を年契約と呼ぶ

年契約の契約は契約日から12か月分の支払いを確約する契約を結ぶことで月会費が割り引かれるものであり、中途解約時は機関の長短にかかわらず12か月分の会費の支払いを承諾し分割して支払うものである。